

師範學校編輯
日本畧史
上

秀

番

秀

T 1A1
26
Ki 39

日本略史

凡例

小學生徒ハ受業ノ時間ニ定期アルヲ以テ授ク
ル所ノ書皆簡略ヲ主トス故ニ此編ニハ神代及
御諱山陵等ヲ省キテ文中ニ御奉給等ノ文字ヲ
缺ク其ノ紙張ヲ減センコトヲ欲スレハナリ
飯豐天皇ヲ歷代ニ列セサルハ古事記及日本紀
ニ據ル

長慶天皇ハ新葉集ノ序ニ據リテ亦歷代ニ列

ス

遣唐使遣新羅使ノ類ハ事故アルニ非レハコレ
ヲ省ク諸臣ノ官位及其ノ姓ヲ記サ、ルモ亦簡
略ヲ主ースレハナリ

日本略史上卷

木村正辭 編
那珂通高 訂

第一代神武天皇ハ、天照大神、五世ノ孫ニシテ、
鷓草葺不合尊ノ子ナリ

天祖天照大神ノ子ヲ、天忍穗耳尊ト稱ス、天忍
穗耳尊、彥火瓊々杵尊ヲ生ム、天祖高天原ニ在
リテ、武甕槌、經津主人、二神ニ命レ、葦原中國ヲ
日本國ノ平定セシメ、皇孫彥火瓊々杵尊ニ賜
フニ、三種ノ神器ヲ以テシ、其ノ國ニ降ラシメ

日本略史上卷 一 天祖

テ主トス、彦火瓊々杵尊、日向國ニ居リ、彦火々
出見尊ヲ生ム、彦火々出見尊ノ子ハ即、鷓鴣草
葺不合尊ナリ

天皇生ナガラニシテ、明達ナリ、年十五ノ時ニ、立
チテ太子トナリ、後倭、橿原宮ニ召ス。○初、天皇日
向ニ在リテ、諸兄、及皇子等ニ告ゲテ曰ク、昔、天神
此豐葦原、瑞穗國日本國ノ古名ナリヲ、我が天祖ニ授ケシ

以テオハス

ヨリ、降リテ、西偏ニ居ルコト、多ク年所ヲ歴タリ、
獨奈何セシ、遼邈ノ地、未王澤ニ露ハス、邑ニ君ア
リ、村ニ長アリ、以テ相陵轢スルヲ、吾將ニ東征シ

テ都ヲ中州ニ定メ、以テ天業ヲ恢ニセシコトヲ
欲ス、ト、乃、親皇族ヲ師中テ、舟師東ヲ指シ、
紫安

ウ

藝吉備等ノ國ヲ經テ、難波ヨリ、河内ニ到リ、倭ニ
入ラントス、長髓彦ト、云フ者アリ、衆ヲ悉シテ、コ
レヲ拒ク皇軍利アラズ、因リテ、轉シテ、路ヲ紀、伊
ニ取リ、丹敷戸畔又荒坂津ニ誅シ、頭八咫鳥ヲ以
テ、鄉導トシ、菟田下縣ニ至リ、元翫ヲ誅シ、又兄磯
城等ヲ斬リ、遂ニ長髓彦ヲ征ス。是ヨリ先饒速日、
命、天ヨリ降リテ、倭ニ居ル、長髓彦コレヲ奉シテ、
主シ、皇軍ニ抗ス、是ニ於テ、饒速日命、長髓彦ヲ

来秦靡次郎



神武天皇
東征ノ圖

ニシテ崩ズ、年百二十七

殺レテ降リ中州悉平シ、
天皇乃宮ヲ倭畝火檀原
ニ經營シテ帝位ニ即シ
寔ニ辛酉ノ年ナリ明治
五年十一月詔シテ太陰
曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用キ、
此ノ歲ヲ以テ紀元トス、
即今明治七年ヲ距ルニ
一、二千五百、三十四年ナ
リ

天皇在位ニシテ

多岐の
分

第二代綏靖天皇ハ、神武天皇ノ子ナリ天皇ノ庶
兄乎研耳、命陰ニ不軌ヲ圖ル天皇コレヲ覺リテ、
同母兄神八井耳命ト謀リコレヲ誅ス、○葛城ニ
都ス、コレヲ高岡宮トイフ、在位三十三年ニシテ
崩ズ、年八十四

第三代安寧天皇ハ、綏靖天皇ノ子ナリ都ヲ片鹽
ニ遷ス、コレヲ浮穴宮トイフ、在位三十八年ニシ
テ崩ズ、年五十七

第四代懿德天皇ハ、安寧天皇ノ子ナリ都ヲ輕

遷ス、コレヲ、曲峽宮トイフ、在位、三十四年ニシテ
崩ズ年七十七、

第五代、孝昭天皇ハ、懿德天皇ノ子ナリ都ヲ掖、上
ニ遷ス、コレヲ、池心宮トイフ、在位八十三年ニシ
テ崩ズ年百十四

第六代、孝安天皇ハ、孝昭天皇ノ子ナリ都ヲ室ニ
遷ス、コレヲ、秋津鳥宮トイフ、在位百二年ニシテ
崩ズ年百三十七、

第七代、孝靈天皇ハ、孝安天皇ノ子ナリ都ヲ黒田
ニ遷ス、コレヲ、廬戸宮トイフ、在位七十六年ニシ
テ崩ズ年百二十八、

第八代、孝元天皇ハ、孝靈天皇ノ子ナリ都ヲ輕ニ
遷ス、コレヲ、境原宮トイフ、在位五十七年ニシテ
崩ズ年百十六、

第九代、開化天皇ハ、孝元天皇ノ子ナリ都ヲ春日
ニ遷ス、コレヲ、率川宮トイフ、在位六十年ニシテ
崩ズ年百十五、

第十代、崇神天皇ハ、開化天皇ノ子ナリ都ヲ磯城
ニ遷ス、コレヲ、瑞籬宮トイフ、天皇神祇ヲ尊崇シ、
皇女豐鍬入姫命ヲレテ、天照大神ヲ倭ノ笠縫邑

祀ラシム、初大神寶鏡ヲ皇孫ニ賜ヒテコレヲ殿内ニ奉ゼシム是ニ至リテ其ノ威ヲ瀆サンコトヲ畏ル故ニコレヲ遷シテ別ニ鏡劍ヲ摸造セシメ御座ニ置ク又天社國社ヲ定ム○將軍ヲ此陸東海吉備丹波ノ四道ニ遣ハス會武埴安彥反ス討チテコレヲ平ク○始メテ人民ヲ校シテ以テ調役ヲ課ス又諸國ニ令シテ船舶ヲ造ラシム任那國始メテ來貢ス○天皇深ク心ヲ民事ニ用ル天下大ニ治ル民稱シテ御肇國天皇トイフ在

第十八年ニシテ崩ス年百十九

第十一代垂仁天皇崇神天皇ノ子ナリ都

白ニ遷スコレヲ珠城宮トイフ○皇后狹穗彥ノ兄狹穗彥不軌ヲ圖リ皇后ヲ誘ヒ逆ヲ行ハシメントス皇后實ヲ天皇ニ告グ天皇ハ綱田ニ命ジテコレヲ討タレム狹穗彥拒守ス皇后兄ヲ救ハシコトヲ欲シ皇子譽津別尊ヲ抱キテ城中ニ投ズハ綱田火ヲ繼チテ城ヲ焚ク皇后乃皇子ヲ出ダシテ兄ト共ニ城中ニ死ス○新羅國ノ王子、日槍來リテ鏡王刀鉞等ヲ獻ズ○皇女倭姫命ヲテ豐鍬入姫命ニ代ヘテ天照大神ヲ祀ラシム

ヨシシテ

ヤク

ソクシラ

クテ

倭姫命、神教ニ隨ヒテ、祠

ヲ伊勢ノ度會ニ遷ス、○

詔シテ、殉死ヲ禁ズ、野見

宿禰上偶ヲ造リテ、殉ニ

代ヘハコトヲ請フ、天皇

コレヲ嘉シテ、立テ、永

制トシ、土師、臣ノ姓ヲ賜

野見、宿禰、嘗テ、倭ノ當

麻魂速ト、カヲ角ベテ、ユ

儀ノ權興ナル、○天皇在位、九十九年

年百三十九

第十二代、景行天皇ハ、垂仁天皇ノ子ナリ、纏向ニ

都ス、コレヲ、日代宮トイフ、○筑紫ノ熊襲反ス、天

皇親征シテ、コレヲ平グ、既ニシテ、熊襲再反ス、皇

子、日本武尊ヲシテ、コレヲ討タシム、皇子、時ニ年

十六、女装シテ、賊巢ニ入り、其ノ首ヲ刺ス、餘衆咸

服、又皇子ヲシテ、東夷ヲ征セシム、皇子、乃、伊勢

ニ到リテ、神宮ヲ拜ス、倭姫命、授ルニ、叢雲劍、及、燧

袋ヲ以テス、皇子、駿河國ニ到ル、虜倭リ降リテ、皇

野見宿禰土師ヲレテ
土偶ヲ作ラレタル圖



子ヲ誘ヒ、游獵セシメ、火ヲ放チ、其ノ野ヲ焚ク、皇
子、燧ヲ以テ、火ヲ出ダシ、コレヲ逆ヘ燒キ、劍ヲ挺
キテ、草ヲ薙ギ、頼リテ以テ、免ル、コトヲ得タリ、
是ヨリ、叢雲劍ヲ改メテ、草薙劍トイフ、**今猶熱田**
ノ神宮ニ祀ル者、是ナル皇子、遂ニ進ミテ、相摸ヨ
リ、上總ニ航セルトス、**海上暴風ニ遇フ、妃、橘媛神**
ニ祈リテ、海ニ投ス、暴風即止、**山船岸ニ達スルコ**
トヲ得タリ、皇子進ミテ、蝦夷ノ境ニ到ル、賊皆風
ヲ望ミテ降り、邊境悉ク平ク、皇子還リテ、碓日嶺ニ
登ル、**東海ノ願、橘媛神追隨シ、歎ク、平カニ**
者耶ト、山東ノ諸國、コレニ因リテ、舍猶、**橘媛神**
作ルト稱シ、皇子、伊吹山ニ至リ、山神ノ毒氣ニ中
リテ病ム、乃夷倅ヲ、伊勢ノ神宮ニ獻シ、吉備武彦
ヲシテ、京ニ復命セシメ、遂ニ**伊勢ノ能褒野ニ薨**
ズ、時ニ年三十、**上天皇**、大ニ悼惜シ、其ノ功ヲ録シテ、
武部ヲ定ム、○天皇、近江國ニ幸シテ、志賀ニ居ル
コト三年、コレヲ、高穴穗宮トイフ、在位、六十年ニ
シテ崩ズ、年百四十三、

第十三代、成務天皇ハ、景行天皇ノ子ナリ、高穴穗
宮ニ即位ス、武内ヲ大臣トシ、大臣ヲ置クコト、

ニ始マル、國郡ニ造長ヲ立テ、縣邑ニ稻置ヲ置キ、
山河ヲ界ヒテ、國縣ヲ分ツ、在位、六十年ニシテ崩
ズ、享年未詳
ナラズ

第十四代、仲哀天皇ハ、景行天皇ノ孫ニシテ、日本
武尊ノ第二子ナリ、大伴武以ヲ、大連トス、大連ヲ
置クコト、此ニ始マル、天皇、皇后ト、越前ノ角鹿ニ
幸ス、既ニシテ、皇后ヲ留メテ、紀伊ニ巡狩ス、曾熊
襲反ス、天皇親征シテ、長門ニ至リ、宮室ヲ造リテ、
コレニ居ル、コレヲ、豐浦宮トイフ、皇后モ亦至ル

終ニ進ミ、天皇ハ、幸テ香椎宮ニ居ル、

レテ議ス、時ニ神ア、天皇ハ、
姉キハ、師旅ヲ勞スルニ足ラズ、西方ニ寶國アリ、
新羅トイフ、モシ能ク我ヲ祭ラバ、其ノ國必服シ
テ、熊襲モ亦自從ハント、天皇信ゼズ、數月ヲ歷テ、
香椎宮ニ崩ス、在位九年、
享年未詳
ナラズ

第十五代、神功皇后ハ、仲哀天皇ノ后、開化天皇ノ
五世ノ孫ニシテ、氣長宿禰王ノ女ヲシ、磐余ニ都
ス、コレヲ、若櫻宮トイフ、○皇后、仲哀天皇ノ崩ス
ルニ及ビテ、大臣武内ト謀リ、秘シテ喪ヲ發セズ、
神教ヲ奉ジテ、西征セントス、會身ナルコト有リ



天、産月ニ當ル、乃右ヲ腰ニ捕ミ、祝シテ曰ク、願ハ事竟ヘテ還ラム日ニ、茲土ニ媿セシメヨト遂ニ新羅ヲ征ス、新羅王出デ、降ル、金銀、絹帛ヲ船八十艘ニ載セテ獻ズ、コレヲ調貢ノ定額トス、是ニ於テ、高麗百濟ノ二國王モ亦降ル、コレヲ三韓

トイフ、今ノ朝鮮國是ナリ、皇后、因リテ官家ヲ置キ、還リテ筑紫ニ到リ、皇子ヲ産ム、是應神天皇ナリ、皇后、朝ニ臨ミ、政ヲ攝スルコト、六十九年ニシテ崩ズ、年一百

第十六代、應神天皇ハ、仲哀天皇ノ子ナリ、輕島ニ都ス、コレヲ豐明宮トイフ、皇太后ノ攝政三年ニ立テテ太子トナリ、此ニ至リテ即位ス、時ニ年七十一〇、百濟王、其ノ國ノ博士、王仁ヲシテ、治工卓素、吳服、西素等ヲ率、并テ入朝セシメ、論語、及千字文ヲ獻ズ、皇子菟道稚郎子、王仁ヲ師トシテ學ズ、

高麗ノ使者來リテ表ヲ上ルニ及ビテ、稚郎子、其
文ヲ以テ、倭媢ナリトシ、奏シテ使者ヲ責メ、表ヲ
壞ル。○稚郎子ヲ立テ、皇太子トス。○天皇在位、
四十一年ニシテ崩ズ、年百十一、

第十七代、仁德天皇ハ、應神天皇ノ子ニシテ、皇太

子ノ兄ナリ、應神天皇崩ズルニ及ビテ、皇太子位

ヲ天皇ニ讓ル、天皇聽カズ、位ヲ空シクスルコト

三年、皇太子、天皇ノ志奪フベカラザルヲ知りテ、

自殺ス、是ニ於テ、天皇遂ニ即位シ、都ヲ攝津ノ難

波ニ遷ス、コレヲ、高津宮トイフ、一日、天皇入烟ノ

稀少ナルヲ見テ、民ノ貧シキヲ知り、租稅ヲ除ク

コト三年、百姓大ニ富ム、○難波、堀江ヲ鑿リ、池溝

ヲ通シ、堤防ヲ築ク、民皆其ノ利ニ賴ル、○蝦夷反

ス、將軍田道ヲ遣ハシテ、コレヲ征セシム、○天皇

在位、八十七年ニシテ崩ズ、享年未詳

第十八代、履仲天皇ハ、仁德天皇ノ長子ナリ、磐余、

若櫻宮ニ治ス、住吉、仲皇子反ス、瑞齒、列皇子、反正

コレヲ誅ス、二皇子共ニ、天皇ノ弟ナリ、○天皇詔

レテ、史ヲ諸國ニ置キ、言事ヲ記シ、四方ノ志ヲ達

セシム、始メテ藏職ヲ置ク、因リテ藏部ヲ定ム、在

存

以

カ

キ

ム

位、六年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラス

第十九代、反正天皇ハ、履中天皇ノ同母弟ナリ都

河内ノ丹比ニ遷ス、コレヲ柴籬宮トイフ、在位

六年ニシテ崩ス、享年未詳ナラス

第二十代、允恭天皇ハ、反正天皇ノ同母弟ナリ都

ヲ遠飛鳥宮ニ遷ス、反正天皇崩シテ嗣無シ、群臣

迎ヘテ、天皇ヲ立ツ、天皇辭シテ許サズ、群臣固ク

請テ、遂ニ即位ス、○天皇詔シテ、百官諸臣ヲ會シ

姓氏ノ詐冒ヲ正ス、在位、四十二年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラス

第二十一代、安康天皇ハ、允恭天皇ノ子ナリ、允恭

天皇未黎輕皇子ヲ立テ、太子トス、太子淫虐ナ

ルヲ以テ、群臣望テ天皇ニ歸ス、太子兵ヲ集メテ、

將ニ天皇ヲ襲ハントス、天皇群臣トコレヲ攻メ

太子自殺ス、因リテ即位シ、都ヲ石上ニ遷ス、コレ

ヲ穴穗宮トイフ、○天皇母弟大泊瀨皇子雄略天皇ノ

爲ニ、大草香皇子ノ妹、幡後皇女ヲ聘セントス、使

者詐リテ、大草香皇子、詔ヲ奉ゼズト奏ス、天皇怒

リテ、皇子ヲ殺シ、其ノ妃、中蒂姫ヲ取りテ、皇后ト

ス、○初皇后、大草香皇子ノ家ニ在リテ、眉輪王ヲ

生ノリ、後天皇山宮ニ幸シテ、皇后ト宴シ、醉テ寢
ス。王、天皇ヲ弑シテ、大臣葛城圓ノ家ニ匿ル。時ニ
年七歳ナリ、天皇在位三年、年五十六、

第二十二代、雄略天皇ハ、允恭天皇ノ子ナリ、天皇
峻刻ニシテ、仇健人ニ過キタリ、安康天皇ノ弑セ
ラル、ニ方リテ、天皇諸兄ヲ疑ヒ、兵ヲ率テ、八

釣、白彦皇子ニ迫リ、遂ニコレヲ斬リ、圓ノ弟ヲ圍
ミ、火ヲ縱テ、圓及眉輪王ト坂合、黑彦皇子トヲ
焚殺ス、又市邊押磐皇子及御馬皇子ヲ殺シ、遂ニ

泊瀨朝倉宮ニ即位ス、○天皇嘗テ葛城山ニ獵ス、

野猪突キ至ル、舍人ニ命シテ、刺レ殺サシメ、ト

ス、舍人怖レテコレヲ避ク、天皇怒リテ、舍人ヲ戮
セントス、皇后幡梭皇女、諫ノテ曰ク、獸ノ故ヲ以
テ、人ヲ殺サバ、豈豺狼ニ異ナランヤト、天皇欣然

トシテ曰ク、人ハ禽獸ヲ獲、朕ハ善言ヲ獲タリト、
乃舍人ヲ釋ス、○天皇、皇后ニ勅レテ、親桑ヲ採ラ
レ、メテ、以テ蠶事ヲ勸ム、○吳人來聘レテ、工女漢

織、吳織、衣縫、兄媛弟媛ヲ貢ス、○豐受大神ヲ丹波
ヨリ、伊勢ノ山田ニ遷レ祀ル、天皇在位二十三年
ニレテ崩ズ、年六十二、

第二十三代清寧天皇ハ、雄略天皇ノ子ナリ、磐余、
 養粟宮ニ治ス、皇弟星川皇子反ス、討テテコレヲ
 平シ、天皇嗣無キラ憂フルコト久シ、市邊押磐皇
 子ノ遺子、億計弘計ニ王、播磨國ニ在リト聞キ、迎
 ヘテ、億計王ヲ立テ、皇太子トス、○天皇在位、五
 年ニシテ崩ズ、年四十一、

第二十四代顯宗天皇ハ、即弘計王ナリ、清寧天皇
 崩シテ後、皇太子位ヲ天皇ニ讓ル、天皇固辭ス、是
 ニ於テ、姑飯豐青皇女、政ヲ角刺宮ニ聽ク、九月ニ
 シテ皇女崩ズ、皇太子及大臣平群、真鳥等、固ク請

フ、因リテ近、飛鳥ハ、鈞宮
 ニ即位ス、皇太子ハ仍故
 ノ如シ、○天皇、父ノ害セ
 ラレシ時、尚幼ニシテ、其
 ノ墓ノアル所ヲ知ラズ、
 因リテ父老ヲ聚メ、親臨
 ミテ歷問シ、遂ニコレヲ
 近江ノ來田綿、蚊屋野ニ
 得テ、改葬ス、○天皇久シ
 ク民間ニ在リテ、百姓ノ

億計弘計ニ王起舞ノ圖



七下算

疾苦ヲ知ル、故ニ賦歛ヲ薄クシ、貧窮ヲ恤ム、又比
年豐熟シテ、穀一斛ノ直、銀錢一文ナルニ至ル、在
位、三年ニシテ崩ズ、年三十八、

第二十五代仁賢天皇、即億計王ナリ、石上、廣高、官
ニ即位ス、天皇、仁惠謙恕、吏ハ其ノ職ニ稱ヒ、民ハ
其ノ業ヲ安クシ、戸口蕃殖ス、初、顯宗天皇位ニ即
キテ、雄略天皇ノ陵ヲ發キ、父ノ仇ヲ報ゼントス
天皇、コレヲ諫メテ止ム、在位、十一年ニシテ崩ズ、
年五十、

第二十六代武烈天皇ハ、仁賢天皇ノ子ナリ、仁賢

天皇崩ズルニ及ビテ、大臣平群、真鳥、潛ニ篡奪ヲ
謀リ、其ノ子鮪又天皇ニ禮ナシ、是ニ於テ、大伴、金
村ト謀リテ、父子ヲ誅シ、泊瀨、列城、宮ニ即位ス、○
天皇、刑律ヲ好ミ、法令嚴明ナリ、諸ノ酷刑親臨セ
ザルハ無シ、民皆震怖ス、在位、八年ニシテ崩ズ、
未詳ナ
ラス、
年、享

第二十七代繼體天皇ハ、應神天皇ノ五世ノ孫ナ
リ、父又彥主人、王トイフ、○天皇、幼ニシテ孤ナリ、
母ニ從ヒテ、越前ノ高向ニ居リ、長ズルニ及ビテ、
大度アリ、士ヲ愛シ、賢ヲ禮ス、武烈天皇崩ジテ嗣

無シ、群臣議シテ、天皇ヲ迎ス、天皇遂ニ河内ノ樟葉宮ニ即位ス、後又都ヲ磐余ニ遷ス、コレヲ玉穗宮トイフ、近江、毛野ヲシテ、新羅ヲ代ナテ、任那ノ故地ヲ復セシム、筑紫國、造磐井、反シテ謀ヲ新羅ニ通ス、物部、麤鹿火ヲシテ、討チテコレヲ平ゲシム、○天皇、在位、三十五年ニシテ崩ズ、年八十二、第二十六代、安閑天皇ハ、繼體天皇ノ子ナリ、都ヲ勾、金橋宮ニ遷ス、在位、二年ニシテ崩ズ、年七十、第二十九代、宣化天皇ハ、安閑天皇ノ同母弟ナリ、安閑天皇崩シテ嗣無シ、群臣ノ請ニ因リテ即位

シ、都ヲ檜隈ニ遷ス、コレヲ廬入野宮トイフ、(詔シテ筑前ノ屯倉ヲ修シ、以テ凶荒ニ備ヘシム、在位、四年ニシテ崩ズ、年七十三、第三十代、欽明天皇ハ、繼體天皇ノ子ナリ、宣化天皇崩シテ嗣無シ、群臣議シテ、天皇ヲ迎ス、因リテ、即位ス、都ヲ磯城島ニ遷ス、コレヲ金刺宮トイフ、○百濟ヨリ、佛像及經論ヲ獻ズ、天皇コレヲ蘇我、稻目ニ賜フ、會、諸國大ニ疫アリ、物部尾輿等、謂ヘラク、蕃神ヲ禮スルノ致ス所ナリト、因リテ、奏シテ、佛像ヲ難波、堀江ニ投ズ、○新羅任那ヲ滅シ、我

一
五

官府ヲ毀ツ、紀男麻呂、河
 邊瓊缶ヲシテ、コレヲ討
 タシム、瓊缶輕進シテ利
 ヲ失ヒ、擒ニセラル、調伊
 企儼コレニ死ス、○大伴
 狹手彦高麗ヲ討チテ、コ
 レヲ破リ、其ノ都城ニ入
 リ、珍寶ヲ得テ還ル、○天
 皇疾アリ、後事ヲ以テ、皇
 太子ニ屬シテ曰ク、新羅

ヲ征シテ、任那ヲ復セヨト、遂ニ崩ス、在位三十二
 年、事年未詳
 ナラス

第三十一代敏達天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、都ヲ
 譯語田ニ遷ス、コレハ、幸玉宮トイフ、○天皇葦北、
 國造ノ子曰羅久シク百濟ニ在リテ、夷情ヲ知ル
 ヲ以テ、コレノ召シ還シ、新羅ヲ伐ツノ策ヲ問フ、
 日羅曰ク、夷ヲ服スルノ道、國本ヲ培養スルニ
 リト、具ニ其ノ策ヲ陳ス、天皇コレヲ嘉ス、○蘇我
 馬子佛ヲ信シ、寺塔ヲ建ツ、物部守屋中臣勝海、コ
 レヲ劾奏ス、馬子病ノ爲ニ、佛ニ禱ラシコトヲ請



大各
 其

フ、天皇乃勅レテ曰ク汝獨、コレヲ爲ヨ他人ヲ惑
ハスコトナカレト、○天皇在位十四年ニシテ崩
ス、年四十八、

第三十二代、用明天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、磐余

ニ都ス、コレス池邊、雙槻宮トイフ、○敏達天皇ノ

崩ズルニ及モテ、穴穗部皇子陰ニ覬覦ヲ懷キ又

殯宮ニ入りテ、其ノ皇后ヲ悉センコトヲ謀ル三

輪逆コレヲ拒ム皇子怒リテ物部守屋ヲレテ逆

ヲ殺サレム、○天皇病アリ、群臣ヲレテ佛ニ禱ラ

シコトヲ議セルム、物部守屋、中臣勝海、コレヲ陳

ム、蘇我馬子詔旨ヲ贊成ス、穴穗部皇子僧ヲ引キ

テ、宮ニ入ル、守屋怒リテ、コレヲ脱ス、是ヨリ馬子

ト、守屋勝海ト、怨隙滋甚シ、馬子迹見、赤檮ヲレテ、

勝海ヲ殺サレム、天皇在位二年ニシテ崩ズ、享年未詳

第三十三代、崇峻天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、用明

天皇崩シテ嗣無シ、物部守屋諸皇子ヲ去リテ、穴

穗部皇子ヲ立テントス、蘇我馬子其ノ謀ヲ聞キ

テ、敏達天皇ノ皇后炊屋姬尊即推古天皇ナリノ旨ヲ奉

ジ、人ヲシテ、穴穗部皇子及宅部皇子ヲ殺サレム



イナ

イナ

イナ

イナ

又麻戶皇子ト謀リ、守屋ヲ攻メテ、其ノ族ヲ殲ス、
 是ニ於テ、炊屋姫尊、群臣ト策ヲ定メラ、天皇ヲシ
 テ即位セシム、倉梯宮ニ治ス、○蘇我馬子專橫日
 ニ甚シ、天皇コレヲ疾ム、馬子懼レテ、東漢駒ヲシ
 テ、天皇ヲ弑セシム、駒コレヨリ、馬子ノ寵ヲ恃ミ
 其ノ女ヲ姦ス、馬子怒リ、駒ヲ殺シテ曰ク、吾君ノ
 弑セシ賊ヲ誅スト、○天皇在位五年、年七十三、
 第三十四代、推古天皇ハ、用明天皇ノ同母妹ナリ
 敏達天皇ノ五年ニ、皇后トナリ、是ニ至リテ、豐浦

宮ニ即位ス、後小墾田宮ニ遷ル、○麻戶皇子ヲ立

テ、太子トシ、政ヲ攝セシム、太子及蘇我馬子ニ
 詔シテ、佛法ヲ興隆セシム、是ニ於テ、群臣競ヒテ
 佛寺ヲ造ル、○百濟ヨリ曆、天文、地理、造甲、方術等
 ノ書ヲ獻ズ、太子憲法十七條ヲ撰フ、詔シテ冠位
 十二階ヲ定メ、又天皇記、國記、及諸臣、庶人等ノ本
 記ヲ録セシム、小野妹子ヲ隋ニ遣ハス、支那ト通
 ズルコト此ニ始マル、池溝ヲ倭山背河内ニ作リ、
 國毎ニ屯倉ヲ置ク、在位、三十六年ニシテ崩ズ、年
 七十五、遺詔シテ、厚ク葬ルコト勿カラシム、
 第三十五代、舒明天皇ハ、敏達天皇ノ孫ニシテ、押

坂彦人、大兄皇子ノ子ナリ、都ヲ飛鳥岡ニ遷ス、コレヲ岡本宮トイフ、○蝦夷反ス、上毛野形名ヲシテ討チテコレヲ平ケシ、其ノ妻夫ヲ助ケテ功アリ、○始メテ斗升斤量ヲ定ム、○天皇在位、十三年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラズ



形名ノ妻酒ヲ夫ニ勸ムル圖

第三十六代皇極天皇ハ、

敏達天皇ノ曾孫ニシテ、崇神王ノ女ナリ、舒明天皇ノ二年ニ、皇后トナリ、是ニ至リテ即位ス、飛鳥板蓋宮ニ治ス、○蘇我蝦夷ノ子、入鹿政ヲ擅ニシ、父子相與ニ不軌ヲ謀ル、中大兄皇子、天智中臣鎌足等ト謀リテ、父子ヲ誅ス、蝦夷誅セララル、ニ臨ヒテ、悉ク天皇記、國記、及珍寶ヲ焚ク、船、惠尺、國記ヲ火中ヨリ取りテ、中大兄皇子奉ル、○天皇位ヲ輕皇子、孝德ニ讓ル、在位三年、第三十七代孝德天皇ハ、皇極天皇ノ同母弟ナリ、中大兄皇子ヲ立テ、皇太子トス、都ヲ難波長柄豐

天智天皇 孝德天皇 皇極天皇 難波長柄豐

日本書紀
一
一
崎ニ遷ス、此ノ時始メテ年號ヲ建テ、大化トイ
ス、神武天皇即位紀元ノ年ヲ距ルコト、一千三百
五年ナリ、○鐘圓ヲ朝ニ設ケテ、冤枉ヲ訴ヘシメ、
畿内ヲ定メ、關驛ヲ建テ、國造ヲ罷メ、國司郡司ヲ
置キ、國界ヲ分テ、大田制ヲ定メ、租庸調ノ法ヲ制シ、
又冠十三階ヲ定メ、更ニ十九階ヲ制シ、八省百官
ヲ置ク、國家ノ制度大ニ備ハル、在位十年ニレテ
崩ズ、年五十九、

第三十八代、齊明天皇ハ、皇極天皇、重降ノ號ナリ、
飛鳥板蓋宮ニ即位シ、大明年、飛鳥岡本宮ニ遷ル、

コレヲ後、飛鳥岡本宮ト云フ、○阿倍比羅夫、府師
ヲ率井テ、蝦夷ヲ征シ、遂ニ肅慎ヲ伐ク、○有間皇
子、反テ謀ル事發レテ、誅ニ伏ス、○新羅兵ヲ唐國
ニ借リテ、百濟ヲ代フ、天皇、コレヲ救ハンコトヲ
欲シテ、親、舟師ヲ師キ、西州ニ幸シ、遂ニ筑紫朝倉
宮ニ崩ス、在位七年、前後合セテ、十年ナリ、年六十
八、

第三十九代、天智天皇ハ、舒明天皇ノ子ナリ、都ヲ
近江國ニ遷ス、コレテ、大津宮トイフ、○天皇、至孝
ニレテ、先帝ヲ殯スルコト、六年、明年ニ至リテ、始

ニテ即位ノ禮ヲ行フ、○敕シテ冠位二十六階ヲ制ス、○中臣鎌足ヲ大臣ニ任シ、大織冠ニ叙シ、藤原氏ヲ賜ス、大友皇子弘文天皇ヲ太政大臣トス、太政大臣此ニ始マル侍臣ニ詔シテ律令ヲ撰ビ、戸籍ノ法ヲ定メシム、又大堤ヲ筑紫ニ築キテ、水ヲ貯フ、名ケテ水城ト云フ、始メテ御製ノ漏刻ヲ置キ、鐘鼓ヲ擊テ以テ時ヲ報ゼシム、○天皇病アリ、皇太弟大海人皇子天武天皇ヲ召シテ、屬スルニ後事ヲ以テス、皇太弟疾ト稱シ、固辭シテ僧トナリ、吉野ニ入ル、是ニ於テ、大友皇子ヲ皇太子トス、天皇

文學ノ好ミ、治體ヲ明ニシ、學校ヲ興シ、典禮ヲ制

ス、其文物憲章粲然トシテ觀ルベシ、在位十年ニシテ崩ズ、年四十六、

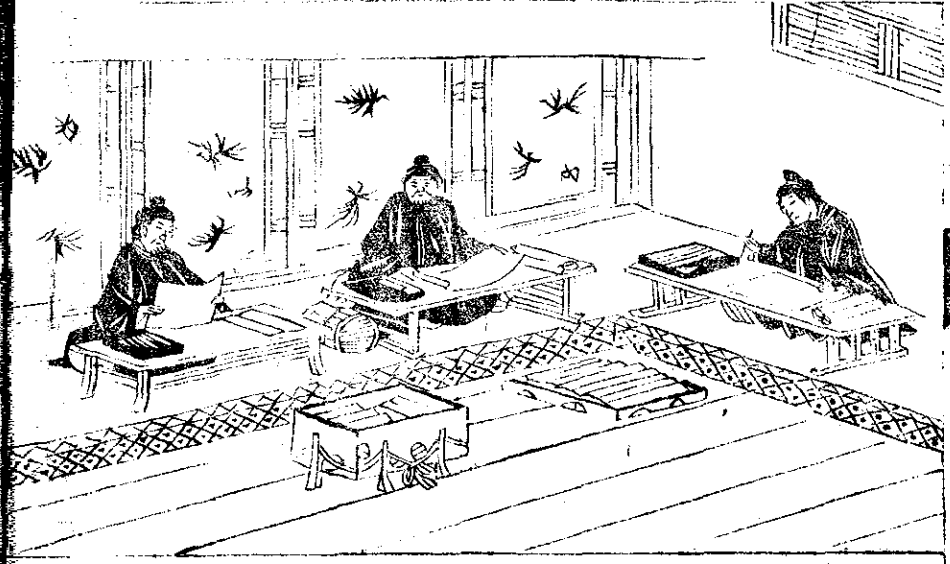
第四十代、弘文天皇ハ、天智天皇ノ子ナリ、大津宮

ニ即位ス、尋テ大海人皇子、兵ヲ舉グ、天皇、コレヲ征シテ克タズ、近江國長等ノ山前ニ崩ズ、コレヲ壬申ノ亂トイフ、在位七月、年二十五、明治三年、始メテ謚ヲ上ル、

第四十一代、天武天皇ハ、天智天皇ノ同母弟ナリ、

飛鳥淨見原宮ニ即位ス、詔シテ律令ヲ定メ、帝紀

律令ヲ定メ帝ノ撰ノ圖



及上古ノ事ヲ撰録セシメ又親王ヨリ庶人ニ至ルマテノ服色ヲ分チ天下諸氏ノ姓ヲ定メテ八種トシ爵位ノ制ヲ改メテ諸王ニ十二階諸臣ニ四十八階トス○諸國ノ境域ヲ定ム○天皇在位十五年ニシテ崩ズ享年未詳

第四十二代持統天皇ハ天智天皇ノ女ニシテ天

武天皇ノ皇后ナリ天武天皇崩スルニ及ヒテ朝

ニ臨キ政ヲ聽ク後三年皇太子草壁薨ズ因リテ

即位シ藤原宮ニ治ス○大津皇子反ヲ謀リ事發

シテ死ヲ賜フ○詔シテ服色ヲ定メテ七種トシ

朝堂座上ノ禮ヲ制ス始メテ元嘉曆ト儀鳳曆ト

ヲ行フ又陣法博士ヲ諸國ニ遣ハシテ文武ヲ講ゼ

シム○天皇位ヲ珂瑠皇子文武天皇ニ讓ル在位十

大寶二年十二月崩ズ年五十八

第四十三代文武天皇ハ岡宮天皇文武天皇ノ太子草壁皇子

子草壁皇子

子ナリ、藤原宮ニ即位ス、持統天皇ヲ尊ビテ、太上天皇ト稱ス、太上天皇ノ號、此ニ始マル、○詔シテ、官名、位號、服色ヲ改メ、位記ヲ用井テ、假冠ヲ賜フコトヲ傳ム、律令ヲ撰定シ、新律度量ヲ頒ツ、又田租ノ法ヲ定ム、在位十一年ニシテ崩ズ、年二十五、第四十四代、元明天皇ハ、天智天皇ノ女ニシテ、文武天皇ノ母ナリ、都ヲ平城ニ遷ス、以下光仁天皇ニ至ルマテ此ニ都スル○陸奥越後ノ蝦夷反ス、伐チテコレヲ平グ、○始メテ都亭驛ヲ置キ、又撰文師ヲ、諸國ニ遣ハシテ、錦綾ヲ織ルコトヲ教ヘシム、○太安麻

呂、古事記ヲ上ツル、又諸國ニ詔シテ、風土記ヲ奉ラシメ、郡郷ノ名、務メテ佳字ヲ用井シム、○使ヲ七道ニ遣ハシテ、囚徒ヲ録セシム、○陸奥出羽ノ蝦夷、南島ノ奄美、夜久、度感、信覺、球美等ノ人來朝シテ、方物ヲ獻ズ、○天皇、位ヲ氷高内親王元正ニ禪ル、在位七年、養老五年十二月崩ズ、年六十一、第四十五代、元正天皇ハ、文武天皇ノ姪ナリ、○諸國ニ令シテ、調庸ノ斤兩長短ヲ定メ、諸帳簿ノ式ヲ頒ツ、又藤原不比等等ニ敕シテ、律令ヲ修メシメ、國內ノ百姓ヲシテ、社ヲ右ニセシム、○始メテ、

三十三

諸國ニ按察使ヲ置キ、又渡島、津輕、津司等ヲ、**靺鞨**
國ニ遣ハンテ、其ノ風俗ヲ觀セシム。○舍人、親王、
日本紀三十卷、系圖一卷ヲ上ツル。○蝦夷反ス、丹
治比、縣守等ヲシテ、討チテコレヲ平ゲシム。○天
皇位ヲ首皇子聖武ニ禪ル、在位九年、天平二十年
四月崩ズ、年六十九。

第四十六代聖武天皇ハ、文武天皇ノ子ナリ。○蝦
夷反ス、藤原、宇合等ヲシテ、討チテコレヲ平ケシ
ム。○始メテ畿内總管、諸道鎮撫使ヲ置キ、尋テ節
度使ヲ置ク。○新羅來朝ノ期、三年ニ一タビス。

コトヲ許ス。○藤原、廣嗣反ス、大野東人ヲシテ、討
チテコレヲ平ケシム。○天皇、佛法ヲ尊崇シ、篤ク
僧侶ヲ敬ス、金銅盧舍那佛ノ大像ヲ造ル、出家シ
テ、自勝滿ト稱ス、在位二十五年ニシテ、位ヲ阿倍
皇女孝謙ニ禪リ、天平勝寶八歲五月崩ズ、年五十

六、

第四十七代孝謙天皇ハ、聖武天皇ノ女ナリ、始メ
テ、紫微内相ヲ置キ、藤原、仲麻呂ヲ以テ、コレニ任
シ、内外諸兵事ヲ掌ラシム、橘、奈良麻呂其ノ權ヲ
專ニスルヲ惡ミ、コレヲ除カンコトヲ欲シ、遂ニ

廢立ヲ謀ル、事泄レテ獄ニ下リ、黨與罪ヲ得ル者衆シ、時ニ藤原豐成、右大臣タリ、寬厚ニシテ、時望

ヲ得、仲麻呂ゴレヲ忌ミ、遂ニ豐成ヲ誣トテ、其ノ

黨ナリトス、因リテ、太宰、員外帥ニ貶ス、是ヨリ、仲

麻呂、益橫肆ナリ、○天皇在位、十年ニシテ、位ヲ大

次皇子淳仁ニ讓ル、

第四十八代淳仁天皇ハ、崇道盡敬皇帝天武帝ノ子舍人、親

王ノ子ナリ、○仲麻呂等ニ詔シテ、官制ヲ改メシ

ム、又、仲麻呂ニ、名ヲ押勝ト賜ヒ、姓ニ惠美ノ二字

ヲ加ス、○國司ノ交替、六年ヲ以テ限トシ、三年毎

ニ、巡察使ヲ遣ハシテ、治績ヲ檢校セシム、○初七

皇孝謙押勝ヲ寵ス、既ニシテ、僧道鏡ヲ近ツク、天

皇屢以テ言ヲナス、上皇懼バス、五位以上ヲ朝ニ

召シ、親ラ國家ノ大事ヲ決ス、押勝、道鏡ノ爲ニ、其寵

ヲ奪ハレンコトヲ懼レ、奏シテ、四畿内、伊勢、美濃

越前、近江、丹波、播磨ノ國ノ、兵事都督ヲ請ヒ、遂ニ

近江ニ據リテ反シ、鹽燒王ヲ立テ、帝ト稱ス、藤

原藏下麻呂ヲシテ、討チテコレヲ誅セシム、上皇

詔シテ、道鏡ヲ、大臣禪師トシ、封戶、職分田皆大臣

ニ奪ズ、天皇ヲ廢シテ、淡路公トシ、其ノ國ニ遷ス、

日本書紀

五卷

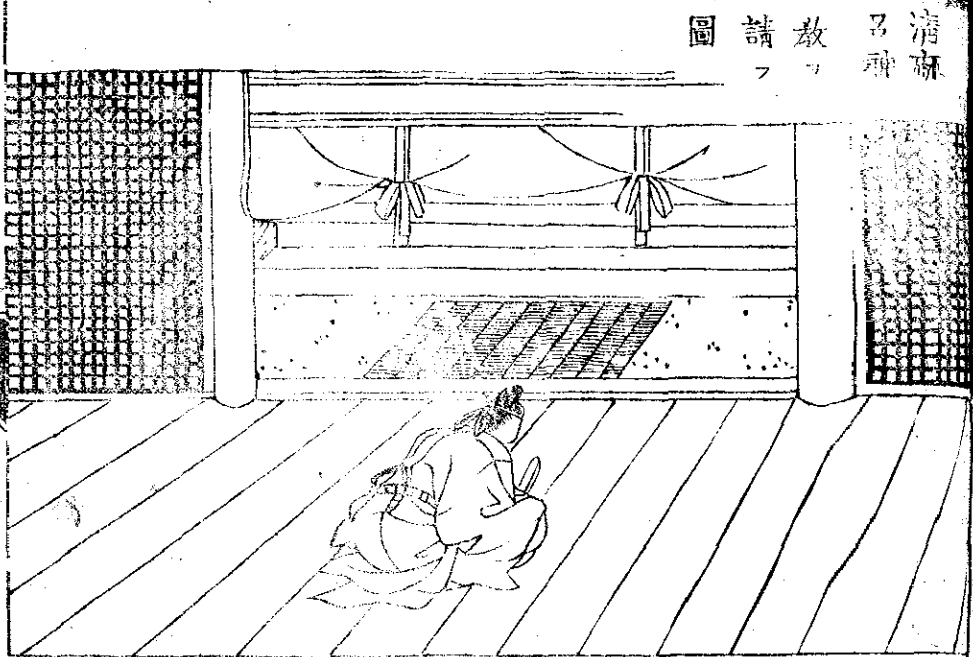
五

七

部

世ニ淡路廢帝ト稱ス○天皇在位六年天平神護元年十月淡路ニ崩ズ年三十三後明治三年謚ヲ上ル

第四十九代稱徳天皇ハ孝謙天皇重祚ノ號ナリ
 天皇既ニ佛ニ歸シ是ニ至リテ復萬機ニ臨メリ
 ○和氣王反ヲ謀リ事發レテ誅ニ伏ス詔シテ道鏡ヲ以テ太政大臣禪師トシ文武百官ヲシテ拜賀セシム尋テ法王ノ位ヲ授ケ輿服飲食皆供御ニ擬セシメ大小ノ政其決ヲ取ラザルハ無シ會太宰ノ主神習宜阿曾麻呂宇佐八幡大神ノ詔宣



清麻呂神教請圖

ト嬌リ道鏡ヲシテ位ニ即カシメバ天下泰平ナラント奏ス是ニ於テ天皇和氣清麻呂ヲ宇佐ニ遣ハシテ神教ヲ請ハシメ發スルニ臨ミテ道鏡又示スニ恩威ヲ以テシ其ノ非望ヲ遂ゲンコトヲ欲ス清麻呂歸リテ神語ヲ奏レテ曰ク我が國

秦御代

開闢以來、君臣ノ分定レリ、未臣ヲ以テ、君トセシ
 コトアラズ、天、日嗣ハ、必皇緒ヲ立テ、早ク無道
 ノ人ヲ除ケト、道鏡怒リテ、清麻呂コ、大隅ニ流シ、
 人ヲシテ、コレヲ途ニ殺サシメントシテ、能ハズ、
 ○天皇在位五年、前後合セテ、十五年ニシテ、崩ズ
 年五十三、

第五十代、光仁天皇、天智天皇ノ孫ニシテ、春日
 宮、天皇施基ノ子ナリ、天皇、天平勝寶以來、國ニ儲
 貳無クシテ、人々相疑ヒ、横禍ニ罹ル者多キヲ慮
 リ、酒ヲ縱ニシテ、自晦ス、稱徳天皇崩ズルニ及ビ

シヨ

テ、遺詔ヲ奉ジ即位シ、道鏡ヲ、造下野、藥師寺、別當
 ニ貶シ、清麻呂ヲ召還シテ、本位ニ復ス、○詔ニテ
 内外ノ官員ヲ省ク又、三關邊要ノ外ハ、悉諸國ノ
 冗兵ヲ除キ、コレヲシテ、農耕ニ就カシム、三關ト
 ハ、伊勢ノ鈴鹿、美濃ノ不破、越前ノ愛發ナリ、○天
 皇、在位十二年ニシテ、位ヲ皇太子ニ譲リ、尋テ崩
 ズ、年七十三、
 第五十一代、桓武天皇ハ、光仁天皇ノ子ナリ、都ヲ
 山城ニ遷シテ、コレヲ平安城トイフ、コレヨリ以
 後、歷代ノ皇居タリ、○淡海、三船ヲシテ、神武天皇

ヨリ以來、列朝ノ謚號ヲ定メシム、○詔シテ、三關
 ヲ廢シ、公私ノ往來ニ便ス、是ノ時、蝦夷數反ス、大
 伴、弟麻呂、坂上、田村、麻呂等ヲシテ、討ヲコレヲ
 平ゲシム、○菅野、真道等、續日本紀ヲ上ル、天皇在
 位、二十年ニシテ崩ズ、年七十、

第五十二代、平城天皇ハ、桓武天皇ノ子ナリ、○皇
 弟伊豫親王、反ヲ謀ルト告ル者アリ、因リテ死ヲ
 賜ヒ、其ノ黨ヲ流ニ處ス、○天皇、在位四年ニシテ、
 位ヲ皇太弟ニ讓ル、天長元年七月崩ズ、年五十一、
 第五十三代、嵯峨天皇ハ、平城天皇ノ同母弟ナリ、

○尚侍藥子、平城上皇ニ復辟ヲ勸メ、旨ヲ矯リテ、
 都ヲ平城ニ遷サレトシ、人心騷然タリ、天皇詔シ
 テ、藥子ノ罪ヲ暴白シ、其ノ兄藤原仲成ヲ收メ、上
 皇怒リテ、兵ヲ率テ、東國ニ入ラントス、天皇乃、仲
 成ヲ誅シ、兵ヲ遣ハシテ、上皇ヲ路ニ邀キラシム、
 上皇進ムコトヲ得ズ、因リテ宮ニ還リ、剃髮シ、藥
 子自盡シテ、事平ゲリ、○天皇博學ニシテ、文ヲ能
 クシ、書ヲ巧ニス、在位十四年ニシテ、位ヲ皇太弟
 ニ讓ル、承和九年七月崩ズ、年五十五、
 第五十四代、淳和天皇ハ、嵯峨天皇ノ弟ナリ、○清

倭、夏野等ニ教シテ、令義解ヲ撰バシム。○夏野奏
シテ、親王ヲ諸國守トシ、庶務ヲ習ハシメンニト
テ請フ、是ニ於テ、上總常陸、上野ヲ以テ、親王ノ任
國トス。○天皇、在位十年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓
ル。承和七年五月崩ズ、年五十五。
第五十五代仁明天皇ハ、嵯峨天皇ノ子ナリ。○伴
健岑、橘逸勢等、陰ニ太子恒貞ヲ奉ジテ、天皇ヲ廢
センコトヲ謀リ、事發ル、因リテ太子ヲ廢シ、健岑
逸勢ヲ、流ニ處ス。○日本後紀成ル。○天皇、在位十
七年ニシテ崩ズ、年四十一。

第五十六代、文德天皇ハ、仁明天皇ノ子ナリ。天皇
資性明察、心ヲ政事ニ留メテ、能ク人ノ姦ヲ知ル。
但多病ナルヲ以テ、事ヲ視ルコトアタハス、在位
僅ニ八年ニシテ崩ズ、時人ユ、レヲ惜ム、年三十二。
第五十七代、清和天皇ハ、文德天皇ノ子ナリ。天皇
九歲ニシテ即位ス、政ヲ藤原良房ニ攝セシム、其
ノ外祖タルヲ以テナリ、既ニシテ、良房薨ス、天皇
政ヲ親レ、日萬機ヲ紫宸殿ニ視ル、是ヲ以テ内外
肅然トシテ、國家寧靜ナリ。○貞觀格式、及續日本
後紀成ル。○天皇、在位十八年ニシテ、位ヲ皇太子

ニ讓ル、元慶四年十二月崩ズ、年三十一、

第五十八代陽成天皇ハ、清和天皇ノ子ナリ、天皇
十歳ニシテ即位ス、藤原基經、政ヲ攝ス、良房ノ例
ニ沿カヘルナリ、○出羽ノ夷倂反ス、藤原保則小
野、春風等ヲシテ討テコレヲ平ゲシム、○文德
天皇寶錄成ル、○天皇遊嬉度無ク、屢不羣ヲ殺ス、
是ニ於テ基經公卿ト謀リ、天皇ニ請ヒテ、位ヲ讓
ラシム、是ノ時年十七、在位八年ナリ、天曆三年九
月崩ズ、年八十二、

第五十九代光孝天皇ハ、仁明天皇ノ子ナリ、○天

皇謙恭寛仁ナリ、故ニ基經群臣ト迎ヘテコレヲ
立ツ、○公卿奏シテ、五位以上ノ封祿ヲ減ゼンコ

トヲ請フ、許サズ、敕シテ御服ノ絹綿ノ數ヲ減ズ、
○天皇在位三年ニシテ崩ズ、年五十八、

第六十代宇多天皇ハ、光孝天皇ノ子ナリ、○詔シ
テ萬機巨細ト無ク一切基經ニ關白セシハ關白
此ニ始マル、尋テ又ミ宮ニ準ズ、○天皇嘗テ畫工
ヲシテ、殷周以來ノ名臣ノ像ヲ、懸置殿ノ障子ニ
圖セシム、コレ又賢聖障子トイフ、在位十年ニシ
テ位ヲ皇太子ニ讓ル、承平元年七月崩ズ、年六十

第六十一代醍醐天皇ハ

宇多天皇ノ子ナリ○藤

原時平菅原道真ト共ニ

政ヲ執ル道真庶務ヲ綜

理シ裁決流ルガ如シ

天下望ヲ屬ス時平等コ

レヲ嫉ミテ誣アルニ異

圖アルヲ以テス天皇其

ノ讒ヲ信シテ道真ヲ太

宰權帥ニ左遷ス天下コレヲ冤トス○天皇心ヲ

政事ニ留メ温顔ヲ以テ群臣ニ對シ其ノ言ヲ盡

サシム又嘗テ寒夜ニ方リ御衣ヲ脱レテ曰ク凍

餒ノ民以テ想フベキナリト故ニ後世稱シテ延

喜ノ政トイフ延喜ハ當時ノ年號ナリ此ノ世ニ

延喜式及三代實錄成ル○天皇在位三十三年位

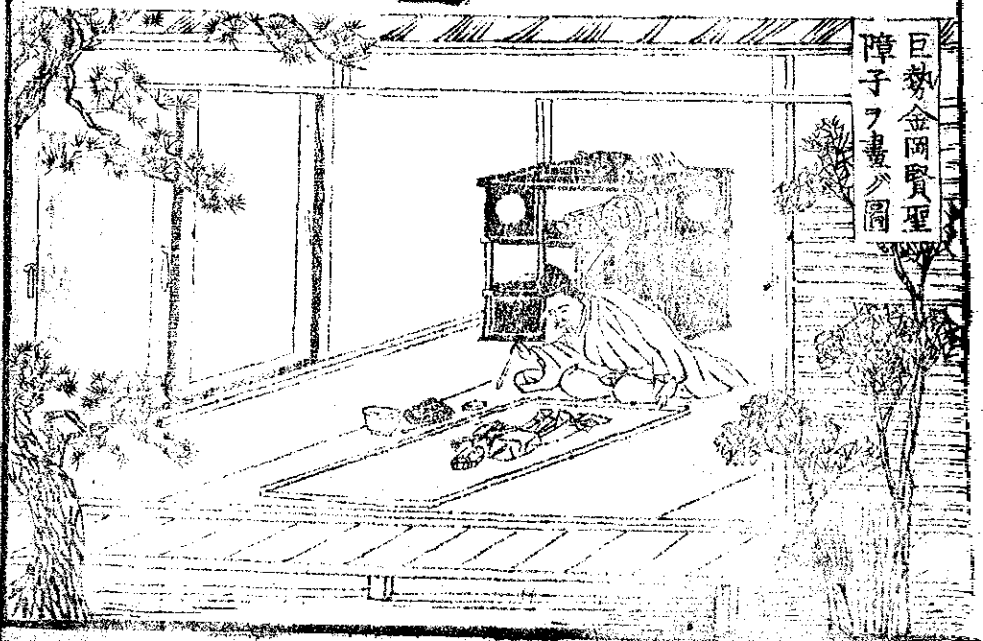
ヲ皇太子ニ讓リ尋テ崩ス年四十六

第六十二代朱雀天皇ハ醍醐天皇ノ子ナリ○平

將門伯父常陸大掾國香ヲ常陸ニ殺ス武藏權守

興世王凶險ニシテ亂ヲ好ム將門延キテ謀主トシ

巨勢金岡賢聖障子ヲ畫ク圖



下總ニ反シ、坂東諸國ヲ陷レ都ヲ猿島ニ建テ偽
百官ヲ備ヘ、自、新皇ト稱ス是ノ時ニ當リテ藤原
純友既ニ難ヲ伊豫ニ起シ東西相應シ天下騷然
タリ因リテ藤原忠文ヲ征東大將軍トス未至ラ
ザルニ平貞盛、藤原秀郷等將門ヲ討ス尋テ橘遠
ヤス保純友ヲ伊豫ニ誅シ首ヲ京師ニ傳ヘ賊悉平ク
コレヲ承平天慶ノ亂トイフ承平天慶モ亦當時
ノ年號ナリ○天皇在位十六年ニシテ位ヲ皇太
弟ニ讓ル天曆六年八月崩ス年三十

第六十三代村上天皇ハ朱雀天皇ノ同母弟ナリ

○天德四年九月禁中火ク累世ノ寶器文籍多ク
焚ケタリ獨神鏡ノミ灰燼ノ中ニ在リテ形質損
セス○天皇嘗チ一老吏ニ問ヒテ曰ク朕ガ治延
喜ノ朝ト得失何如對ヘテ曰ク老吏何ヲカ知ラ
ン唯主殿寮進ル所ノ松明舊ニ比スレバ多クレ
テ率分堂ニ草生スルヲ異ナリトスルノミト天
皇大ニ愧ヂテ益政事ヲ勤ム時ニ年號ヲ天曆ト
イフ故ニ後世治ヲ説ク者必延喜天曆ヲ稱ス○
天皇在位二十一年ニシテ崩ス年四十二

第六十四代冷泉天皇ハ村上天皇ノ子ナリ○橘

繁延等爲平親王ヲ奉シテ、亂ヲ作サンコトヲ謀ル事發レテ流ニ處ス、○天皇儲貳タリレトキヨリ心疾ヲ患ス、位ニ即クニ及ビテ、增劇レ是ヲ以テ政外戚藤原氏ニ歸ス、朝綱ノ振ハザルコト、寔ニ此ニ始マル、○天皇在位二年ニレテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、寬弘八年十月崩ズ、年六十二、

第六十五代 圓融天皇ハ、冷泉天皇ノ同母弟ナリ、在位十五年ニレテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、正曆二年二月崩ズ、年三十三、

第六十六代 華山天皇ハ、冷泉天皇ノ子ナリ、○天

卷之

皇即位ノ初心ヲ政事ニ委シ、紀綱肅然タリ、女御ト祇子卒スルニ及ビテ、悲哀レテ已マズ、遂ニ藤原道兼ニ誘ハレテ、潛ニ宮ヲ出テ、華山ノ元慶寺ニ入リ、落髮シテ僧トナル、○天皇在位僅ニ二年、寬弘五年二月崩ズ、年四十一、

第六十七代 一條天皇ハ、圓融天皇ノ子ナリ、○關白藤原道長權ヲ專ニス、天皇心コレヲ疾ムト雖、遂ニ制スルコト能ハズ、○天皇在位二十五年ニレテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、寬弘八年六月崩ズ、年三十二、

第六十八代、三條天皇ハ、冷泉天皇ノ子ナリ。○藤原道長益々專恣ナリ。○天皇在位五年ニシテ位ヲ皇太子ニ讓ル、寛仁元年五月崩ズ、年四十二。

第六十九代、後一條天皇ハ、一條天皇ノ子ナリ。○三條天皇、敕シテ子敦明親王ヲ立テ、後一條天皇ノ儲貳トス、其ノ統ヲ存セシメ、コトヲ欲スレハナリ、既ニシテ、東宮位ヲ辭ス、道長奏シテ、小一條院ト號シ、上皇ニ推シ、皇弟敦良親王後朱雀ヲ立テ、皇太弟トス、道長朝ニ立コト、四十餘年、一家ニシテ三后ヲ出ダス、天皇皇太弟、皆其ノ女ノ生

所ナリ。○天皇在位二十年ニシテ崩ズ、年二十九

清原光賴弟武則ト源賴義ニ來リ屬スル圖

第七十代、後朱雀天皇ハ、後一條天皇ノ同母弟ナリ。○皇居火久、神鏡火中ニ在リテ、毀損セズ、○天皇在位九年、位ヲ皇太子ニ讓ル、尋テ崩ズ、年三十

第七十一代、後冷泉天皇



ハ、後朱雀天皇ノ子ナリ。○陸奥ノ倅囚安倍頼時
亂ヲ作ス。源頼義ニ命ジテコレヲ討ム。其ノ
子貞任又叛キ。勢益張ル。頼義出羽ノ豪族清原武
則ヲ招致シ、共ニ入り討チテコレヲ平クコレヲ
前九年ノ役トイフ。○天皇在位二十三年ニシテ
崩ス。年四十四。